

お持ちの空き家、有効活用しませんか？

香取市空き家バンクのご紹介

🏠 空き家バンクとは？

香取市内の空き家の有効活用を目的とした制度です。
市と宅建協会が協力し、貸したい・売りたい空き家の所有者と、
空き家利用希望者の橋渡しを行います。



🏠 売りたい・貸したい方、お気軽にご相談ください！

- ・ 空き家を手放したいけれど、どこに相談したらいいの？
- ・ 将来は自分で使いたいけれど、それまでは貸し出したい
空き家を使いたい人に、活用してもらいませんか？

※登録には一定の要件があります。裏面のQ&Aをご覧ください。

お問い合わせ：都市整備課 ☎ 0478-50-1214

無料相談会を開催しています

空き家バンクで香取市と協定を結んでいる、宅建協会北総支部では、「不動産お困りごと相談会」を開催しています。

空き家についてのお悩み・お困りごとの相談を受け付けています。
ぜひご活用ください。

日時：毎月第3日曜日、11時～15時（要予約）

場所：市内の公民館等

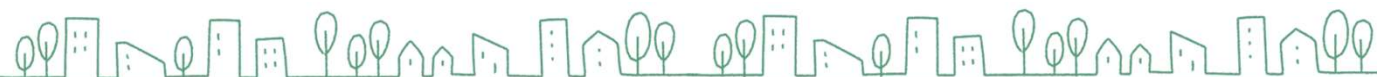
※詳細については広報かとり又は市のホームページをご確認ください。



問合せ・ご予約：宅建協会北総支部 藤森 ☎ 0478-75-2147

香取市空き家バンクQ&A

- Q1：空き家バンクとは、具体的に何をしていますか？
A：香取市空き家バンクと、2つの全国版空き家バンクのホームページに空き家の情報を掲載し、利用希望者を全国から募集しています。
- Q2：空き家バンクへの登録に費用はかかりますか？
A：登録は無料です。ただし、宅建業者を介して売買・賃貸契約が成立した場合には、仲介手数料が発生いたします。
- Q3：築年数が経っている物件でも、空き家バンクに登録はできますか？
A：物件の状態によっては、登録が可能です。ただし、大規模な修繕が必要な場合など、登録できない場合もあります。
- Q4：両親が所有している建物を登録することはできますか？
A：所有者本人（両親）からの申請である場合は、登録が可能です。
- Q5：空き家を複数人で所有しています。登録することはできますか？
A：空き家の共有者全員から同意が得られた場合は、登録が可能です。
- Q6：空き家バンクへの登録を検討している建物を、数年後に使用する予定です。期間を限定して貸出しを行うことはできますか？
A：定期借家契約制度を使えば、ご希望の期間で貸出しが可能です。
- Q7：家の中に家財道具があります。現況での貸出し・売却は可能ですか？
A：原則、家財や電化製品は残さないようお願いをしています。
- Q8：売買・賃貸の交渉や契約は、香取市が仲介してくれるのですか？
A：香取市は交渉・契約には直接関与しないため、仲介は行いません。千葉県宅建協会北総支部に加入する宅建業者の仲介、またはご自身で行う方法のどちらかを選択していただけます。



お問い合わせ

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 建設水道部 都市整備課

TEL：0478-50-1214

FAX：0478-54-7654

E-mail：toshi2@city.katori.lg.jp

ホームページは

『香取市 空き家バンク』

で検索！

